

総務副大臣に、市庁舎火災の復旧に関する 要望書・意見書を提出しました

（春日部記者クラブ・県政記者クラブ 同時提供）

白岡市長並びに白岡市議会は、市庁舎火災からの早期復旧の支援を求めるため、下記のとおり総務省を訪問し、要望書・意見書の提出を行いました。

なお、総務省への要望は、令和7年6月17日（火）に引き続き、二回目になります。

日	時：令和7年10月10日（金）午前10時30分
場	所：総務省総務副大臣室 （東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館）
内	容：別添のとおり （なお、内容については6月に提出したものと変更ありません）
結	果：市庁舎火災の早期復旧の支援について、富樫総務副大臣より「引き続き相談させていただきながら、しっかりと寄り添った対応をさせていただく」と回答いただきました。

【記事・取材に関するお問い合わせ】

白岡市 経営企画部 企画政策課 広聴広報魅力発信担当

電話 0480-31-8891 メールアドレス kikaku@city.shiraoka.lg.jp

市庁舎火災の復旧に関する要望書

埼玉県白岡市

令和7年5月6日午後11時19分に覚知した市庁舎の火災により、1階の市民課、税務課、会計課の事務室が焼失したほか、火災時の炎熱や煤の影響で庁舎全体が市役所として機能できない状態になっております。

市では、直ちに市庁舎火災対策本部を設置し、職員一丸となって業務の復旧に当たり、火災発生から約1週間後には、通常に近い状態で業務が再開できたところでございます。

しかしながら、火害による影響は甚大であり、市庁舎は大規模改修を余儀なくされ、完全な復旧までには、早くも3年の期間を要するものと想定しております。また、復旧費用につきましても莫大な予算が必要な状態であります。

つきましては、地域防災拠点の要となる市役所機能の早期復旧のため下記の事項につきまして格別な御配慮をお願いいたします。

記

- 1 復旧に要する資金に関し、特段の取り扱いをいただくこと。
- 2 特別交付税に関し、最大限の確保をいただくこと。
- 3 市庁舎の火災が災害認定されるよう措置を講じること。
- 4 地方自治法に定める火災保険の保険金の算出に当たり、最大限の認定が行われるよう御支援いただくこと。

令和7年10月10日

総務副大臣 富樫 博之 様

白岡市長

藤井 栄一郎



議 第 50-4 号
令和 7 年 6 月 16 日

総務大臣 村上 誠一郎 殿

埼玉県白岡市議会
議長 大島 勉



令和 7 年 5 月 6 日発生の庁舎火災による被害に関する支援を求める
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定に基づき、令和 7 年 6 月 16 日に議決した意見書を、
別添のとおり提出します。

担当 埼玉県白岡市議会事務局（成田）
住所 埼玉県白岡市千駄野 432
電話 0480-92-1111

令和7年5月6日発生の庁舎火災による被害に関する支援を求める意見書

埼玉県白岡市では、令和7年5月6日午後11時19分に市役所庁舎1階において火災を覚知し、税務課、市民課及び会計課の事務室約800㎡が焼失しました。

火災の原因は、電気系統のショートによる発火と推測され、埼玉東部消防組合による詳細な調査が行われています。

庁舎は、火災による一部焼失のほか、炎熱や大量の煤の影響で建物全体が事務所として機能できない状態となったため、市では、既存の公共施設に臨時的事務所を設け、応急的ではありますが、種々の行政サービスが継続できる体制が確保できるよう職員一丸となって奮闘しています。

白岡市議会では、市長から報告を受け、市民への説明や市の復旧活動の支援に努めているところでありますが、庁舎復旧まで、早くて3年程度の期間を要するとしており、その期間、市民活動スペースの確保や大規模災害発生時の災害応急活動の拠点、避難場所等の確保のほか、市職員のメンタルヘルス対策など、課題が山積していると認識しています。

庁舎復旧には、莫大な予算が必要であり、火災に伴う突然の財政負担は、当市の財政上の大きな課題となっており、国、県の支援が必要です。

また、自然災害に起因した公共施設の復旧には、国からの種々の財政支援制度がありますが、火災に起因した公共施設の被害についても、自然災害時と同様に市民への行政サービス、災害対応拠点確保に大きな影響を与えることから、早期復旧のための柔軟な財政支援制度が必要です。

つきましては、こうした観点から、国、県におかれましては、行政機能、行政サービスの早期復旧のため、下記の措置が講じられるよう強く要請します。

記

- 1 火災復旧に要する資金に関し、自然災害時の復旧と同様に扱う等の柔軟な対応を講じること。
- 2 特別交付税に関し、自然災害時の復旧と同様に扱う等の柔軟な対応を講じること。
- 3 全国の地方自治体においても、当市と同様の火災が発生する蓋然性は否定できないことから、地方自治体の事務所(市役所、町村役場等)の火災被害につい

ても、自然災害時と同様に行政機能の早期復旧を目的とした総合的支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月16日

埼玉県白岡市議会議長 大 島 勉

総 務 大 臣 村上 誠一郎 殿